

国家戦略特区 追加提案 アジアの起業ハブ化 構想

2014年8月29日
一般社団法人新経済連盟

◇目的:

- 世界一ビジネスを行いやすい環境を整備
- 子供・若者をはじめとする人々の起業マインドを育て、グローバル人材を育成するための施策を実施

⇒米国のシリコンバレーのように、時代の先端を行く革新的なアイデアを持った起業家が次々と生まれ、また世界中から集まる地域づくりを行う。

(注)新経済連盟は「新経済サミット2014」での議論も踏まえ、2014年4月14日に「アジアの起業ハブ化宣言～Innovationによる革命～」を甘利大臣に提出している。

1. 海外から優秀な技術者・起業家と投資を集めるための環境整備

- ①日本で起業しようとする外国人の在留資格取得の容易化【規制緩和・制度改正】
- ②海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の優遇【税制改正】
- ③各種申請等の行政手続きの英語対応【規制緩和・制度改正】
- ④外国人生活支援のためのトータルサービス実施（住環境確保、通訳・ベビーシッター制度の充実、レベルの高いインターナショナルスクール整備等）【必要に応じて規制緩和・制度改正、税制改正】
- ⑤日本に来た留学生にそのまま日本で就職してもらうための措置（日本企業の社内英語化推進、インターン制導入企業に対する税制優遇等）【税制改正】
- ⑥IPOの際のキャピタルゲイン課税を半減【税制改正】

2. 世界で戦える環境とイノベーションを引き出す環境の整備

- ①法人実効税率を少なくとも20%台前半までに引き下げる。【税制改正】
- ②世界で戦える土俵となるIFRSの導入を促進するため、企業の単体財務諸表及び税務申告上の会計利益にIFRSの使用を認める。【規制緩和・制度改正】
- ③新経済の促進と雇用の拡大を図る基盤として、2020年までに無料Wi-Fiネットワークを整備する。【必要に応じて規制緩和・制度改正、税制改正】
- ④法人設立手続きのワンストップ化を図る。【規制緩和・制度改正】

3. イノベーションを起こすために必要な人材の育成・確保のための環境整備

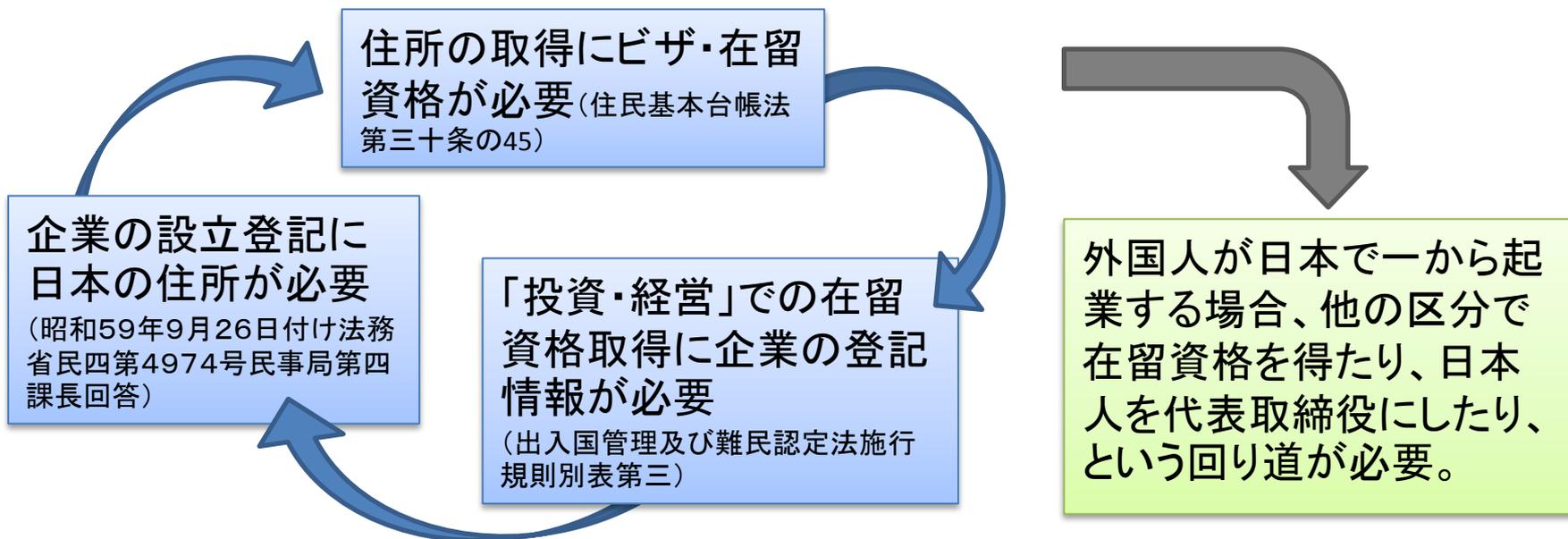
- ①公立学校でのプログラミング教育を必修科目にする。【規制緩和・制度改正】
- ②デジタル教科書を認める。【規制緩和・制度改正】
- ③外部の優秀な人材を活用するため教員免許を弾力化するための法的整備を行う。
【規制緩和・制度改正】

4. 多様な働き方を可能とする環境整備

- ①時間にとらわれない新たな労働制度を構築する。【規制緩和・制度改正】

1). 日本で起業する外国人の在留資格取得容易化①

- 現在、在留資格区分には、日本に来て起業する者に該当する区分がない。
- 外国人が日本国内で企業の設立登記を行うには、日本の住所を有する者が少なくとも1名が必要だが、外国人が日本の住所を取得するにはビザ・在留資格認定証明書が必要であり、既存の「投資・経営」の区分で在留資格認定を受けるには企業の登記情報が必要。



◇提案

新たな在留資格区分として「起業」を設け(出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三に追加)、手続きを簡便にする。



アイデアと意欲のある外国人が日本国内で容易に起業できるようになる。

(参考)東京都も国家戦略特区提案書において「外国人の経営層の在留資格付与の簡素化」「新たな在留資格『特定活動・企業家』の創設」を提案している。

2). 世界で戦える土俵となるIFRSの導入促進①

○現在、単体財務諸表及び税務申告においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても、単体・税務申告は日本基準で作成し直さなければならない。

単体FS 作成基準

- ・現在、単体財務諸表に認められた会計基準は日本基準のみ。
- ・IFRSに移行しても日本基準の利用が必要
- ・単体財務諸表にIFRS適用が認められれば日本基準の利用が不要に。(金融商品取引法・会社法)

税務申告 会計基準

- ・税務申告上の課税所得は、日本基準の税前損益が計算の基礎となる。
- ・IFRSの税前損益は認められていない。
- ・IFRSの税前損益の使用が認められれば日本基準財務諸表の作成が不要となる。(税法)

◇提案

単体財務諸表及び税務申告上の会計利益でIFRS使用を認める。



IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土俵がつくられる。

3). プログラミング教育、デジタル教科書①

○子供たちが学校教育の場でプログラミングを学ぶ機会が殆どなく、グローバル人材育成のための基礎的土壌をつくるのに不十分。(英国では本年9月より義務教育でのプログラミング教育が科目として必修化)

⇒2012年度より、中学校「技術・家庭」で「プログラム計測・制御」という項目が必修化されるも、実際の授業数は僅か。

○デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書と認められず、それ故に、教科書の権利制限規定や無償給与に該当しない(学校教育法第三十四条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第三条、著作権法第三十三条、教科書の発行に関する臨時措置法第三条等)。
これにより、電子教科書は普及が進まず、デジタル化によってもたらされると考え得る、新たな教育の可能性が阻害されている。

⇒タブレット端末を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこでの電子的な「教材」は「教科書」とは認められない。

◇提案

- (1) 公立の小中学校においてプログラミング教育を、一定の時間を定期的に確保する方向で必修化。
- (2) デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。



- (1) ⇒ 子供たちが、十分なIT知識と論理的思考能力を得、将来的な起業などグローバル人材に必要な素養を備えることができる。
- (2) ⇒ デジタル化された教科書を普及させることにより、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教え合い学び合う協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がる。

4). 教員免許の弾力化①

○現在の制度では、教員免許を持っていないが、特定科目の教育に関する高度なノウハウを有する人材を学校教育の場で継続的に有効活用することが難しい(教育職員免許法第3条等)。

◇現在の教員免許非保有者活用制度

- ・特別非常勤講師(※1)⇒教科の領域の一部しか担当できない。
- ・特別免許状(※2)⇒学校への雇用が内定されてから付与される仕組みが広がらない原因の一つ。特別免許状を活用した社会人選考を実施している県市は25(H26年度)に留まる。
- ・外国語指導助手(※3)⇒あくまで教員免許を持つ外国語教員の補佐に留まる。



教員免許を持たない特定分野の専門家が、教科全体を継続して子供たちに教えることが困難。

※1 特別非常勤講師制度:教科の領域の一部等を担任する非常勤の講師について、任命・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、教員免許状を持たない者を登用できる。

※2 特別免許状制度:教員免許状を持っていない人であっても、各分野の優れた知識経験や技能を持っている社会人について、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により特別免許状を授与し教諭に任用できる。

※3 外国語授業の補佐を担当させるため、外国語を母語とする指導助手を採用することができる。国のJETプログラムを通じた採用、各自治体の直接採用、民間会社への業務委託、等の形態がある。

4). 教員免許の弾力化②

◇提案

英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。



教員免許は持たないが特定分野の教育に長けているスペシャリストに教科全体を単独で担当してもらい、ということが可能になり、従来にはない独創的、実地的な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できる。

特に英語や情報の授業では社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。

5). 時間にとらわれない新たな労働制度の構築①

○グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制に馴染まない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。

◇現行の裁量労働制

- ・労働時間(労働基準法32条:1日8時間、週40時間)⇒みなし労働時間が適用される。
- ・休憩(同34条:休憩時間を一斉に与えなければならない)⇒適用される。
- ・休日(同35条:毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない)⇒適用される。
- ・時間外割増賃金(同37条)⇒適用される。(みなし労働時間の法定労働時間超過分)
- ・深夜割増賃金(同37条)⇒適用される。
- ・休日割増賃金(同37条)⇒適用される。



自由度が低く、意欲に見合った働き方ができない

◇提案

「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。

その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。



雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能となる。

(注)知識社会型対応企業:「モノ」ではなく「知識と情報」が主たる資産となる「知識社会」において、「知識と情報」を源泉とした高付加価値のサービスを提供することを中心的な活動とする企業。